

民間連携事業 物品・機材の調達・管理ガイドライン 2024年度10月版 変更内容新旧対比表

No.	項目	頁数	内容	変更前	変更後	備考
1	全体	-	調達担当部署名の変更	調達・派遣業務部	国際協力調達部	組織改編のため
2	物品・機材調達の原則	P1	消耗品の定義	1 件の取得単価が 5 万円以上でかつ使用可能期間が 1 年未満のもの、又は 1 件の取得価格が 5 万円未満でかつ使用可能期間が 11 年未満のものについては、物品管理上、「消耗品」として取扱われます。	1件の取得単価が20万円未満のもの（但し、パソコン・携帯電話（スマートフォンを含む。）のうち、5万円以上のものは除く。）、20万円以上で使用可能期間が1年未満のものについては、物品管理上、「消耗品」として取扱われます。	消耗品の定義が変更となったため
3	物品・機材調達の原則	P2	機材等納入結果検査	また、「機材等納入結果検査」の打合簿に消耗品も記載してください。	削除	機材等納入結果検査調書の打合簿での提出をやめ、精算時に提出することとしたため
4	調達手続き	P4	契約書等英文ひな形の入手	調達・派遣業務部調達推進第二課（outp2@jica.go.jp）	国際協力調達部調達支援課（outp2@jica.go.jp）	組織改編のため

民間連携事業 輸出管理ガイドライン 2024年度10月版 変更内容新旧対比表

No.	項目	頁数	内容	変更前	変更後	備考
1	用途・需要者チェックリスト	P11	通常兵器補完規制のチェック	2020年4月現在	2024年10月現在	仕向け国の変更はなし

民間連携事業 現地再委託ガイドライン 2024年度10月版 変更内容新旧対比表

No.	項目	頁数	内容	変更前	変更後	備考
1	全体	-	調達担当部署名の変更	調達・派遣業務部	国際協力調達部	組織改編のため
4	契約相手方の選定方法	P4	契約書等英文ひな形の入手	調達・派遣業務部調達推進第二課 (outp2@jica.go.jp)	国際協力調達部調達支援課 (outp2@jica.go.jp)	組織改編のため
2	契約の締結とJICAへの報告	P6	再委託先、再委託内容の確認	<p>(3) 再委託先、再委託内容の確認</p> <p>再委託について、受注者が選定経緯及び契約書(写)を提出した際、JICAは再委託先に対して、再委託の内容に関する事実(再委託契約の有無、契約金額、契約業務内容)の確認を行い、受注者からの報告内容と相違がないことを確認する場合があります。</p> <p>確認は原則、面談方式で行いますが、JICA在外事務所等が無い場合や再委託先が遠隔地に所在する場合などは電話等によって行います。</p>	<p>(3) JICA在外事務所による再委託先、再委託内容の確認(検査)</p> <p>「業務主任者」は、現地再委託先を選定し、契約を締結した後、速やかに選定経緯と契約内容等についての打合簿を作成し、別添となる「選定経緯報告書」においてJICA在外事務所の事実確認を受けた上で「監督職員」に提出してください。JICA在外事務所は現地再委託先に対して、面談や電話等を用い、再委託契約内容に関する事実(再委託契約の有無、契約金額、契約業務内容)の確認を行い、受注者からの報告内容と相違がないことを確認します。従来行ってきた契約終了時点における在外事務所の確認は省略します。</p> <p>JICA在外事務所による本確認は2024年10月以降に締結する現地再委託の契約に適用することとします。なお、JICAが毎年実施していた第三者抽出検査(JICA在外事務所が備上する第三者が、現地再委託業務が契約書に基づき実施されたことを確認するもの)は、2024年度から行わないこととします。</p>	第三者抽出検査は廃止となったため。新しい確認方法に合わせた。
3	第三者による抽出検査	P7,8	第三者による抽出検査	<p>8. 第三者による抽出検査</p> <p>JICAは毎年、JICAと締結した本事業に係る業務委託契約を含むすべての契約のうち業務対象国において再委託がある契約を対象に、当該再委託業務の実施結果に関する抽出検査を実施しています。</p> <p>同検査では、JICA本部、またはJICA在外事務所等が備上する第三者が、再委託業務が契約書に基づき実施されたかどうかを確認します。</p> <p>検査対象案件を実施した受注者には、JICAの抽出検査への協力を個別に依頼しますので、その際は必要な資料の提供等についてご協力をお願いします。</p>	削除	第三者抽出検査は廃止となったため。新しい確認方法は、上記2.のとおり。

民間連携事業 本邦受入活動ガイドライン 2024年度10月版 変更内容新旧対比表

No.	項目	頁数	内容	変更前	変更後	備考
1	本邦受け入れ活動の流れと手続き	P2 図	本邦受入活動の業務の流れと手続き	本邦受入活動業務完了報告書（打合簿）のJへの提出	本邦受入活動業務完了報告書（月報）のJへの提出	本邦受入活動業務完了報告書にかかる打合簿は不要とし、月報に添付する整理したため
2	本邦受け入れ活動の流れと手続き	P6	国内における大規模災害等発生時の対応	来日2週間前 受注者は受入活動の日程、参加者、参加者のフライト・保険付保内容に係る情報をJICA主管部に書面にて提出します。JICA主管部は日程を確認・承認し、主な活動実施場所を所管するJICA国内機関に伝達します。	来日2週間前 受注者は受入活動の日程、参加者、参加者のフライト・保険付保内容に係る情報をJICA主管部に書面にて提出します。JICA主管部は日程を確認・承認し、主な活動実施場所を所管するJICA国内機関に伝達します。また、受注者は、来日中に大規模災害が起きた場合の参加者安否確認のため、本邦受入活動安否確認リスト（別添4-10）を作成し、JICA主管部へ提出します。	わが国で大規模な災害等（地震、津波、豪雨、洪水等）が生じた際の対応を追記（2024年8月に修正済）
3	本邦受け入れ活動の流れと手続き	P6	国内における大規模災害等発生時の対応	来日中 「記載なし」	来日中 「大規模災害発生時には、事前に作成した本邦受入活動安否確認リスト（別添4-10）を基に参加者の安否確認を行い、JICA主管部門へ報告してください。」を追記	同上
4	受入完了後	P7	業務完了報告	受注者は、本邦受入活動完了後、本邦受入活動完了報告書、本邦受入活動詳細計画表（実績版）をもって、打合簿にて監督職員に報告します。監督職員は打合簿を確認・承認します。	受注者は、本邦受入活動完了後、本邦受入活動完了報告書、本邦受入活動詳細計画表（実績版）をもって、業務従事者月報に添付し、監督職員に報告します。	本邦受入活動業務完了報告書にかかる打合簿は不要とし、月報に添付する整理したため
5	精算	P7	精算	精算時に JICA 国際協力調達部へ契約金額精算報告書を提出します。添付する本邦受入活動の精算書類として、本邦受入活動完了報告の打合簿（写）（「契約管理ガイドライン」打合簿サンプル）を添付してください。	精算時にJICA国際協力調達部へ精算報告書及び証拠書類（合意単価の場合は不要）を提出します。	本邦受入活動業務完了報告書にかかる打合簿は不要とし、月報に添付する整理したため

民間連携事業 現地工事契約管理ガイドライン 2024年度10月版 変更内容新旧対比表

No.	項目	頁数	内容	変更前	変更後	備考
1	全体	-	調達担当部署名の変更	調達・派遣業務部	国際協力調達部	組織改編のため
2	下請負先の選定	P4	契約書等英文ひな形の入手	調達・派遣業務部調達推進第二課 (outp2@jica.go.jp)	国際協力調達部調達支援課 (outp2@jica.go.jp)	組織改編のため
3	契約の締結とJICAへの報告	P4	下請負先、内容の確認	3) 下請負先、内容の確認 現地での下請負先について、受注者が選定経緯及び契約書（写）を提出した際、JICAは下請負先に対して、内容に関する事実（下請負先との契約の有無、契約金額、契約業務内容）の確認を行い、受注者からの報告内容と相違がないことを確認する場合があります。	3) JICA在外事務所による下請負先、内容の確認（検査） 「業務主任者」は、下請負先を選定し、契約を締結した後、速やかに選定経緯と契約内容等についての打合簿を作成し、別添となる「選定経緯報告書」においてJICA在外事務所の事実確認を受けた上で「監督職員」に提出してください。 JICA在外事務所は下請負先に対して、面談や電話等を用い、下請負契約内容に関する事実（下請負契約の有無、契約金額、契約業務内容）の確認を行い、受注者からの報告内容と相違がないことを確認します。従来行ってきた契約終了時点における在外事務所の確認は省略します。JICA在外事務所による本確認は2024年10月以降に締結する下請負の契約に適用することとします。なお、JICAが毎年実施していた第三者抽出検査（JICA在外事務所が備上する第三者が、現地再委託業務が契約書に基づき実施されたことを確認するもの）は、2024年度から行わないこと	第三者抽出検査は廃止となったため。新しい確認方法を記載。
4	第三者による抽出検査	P7	第三者による抽出検査	9) 第三者による抽出検査 JICA は毎年、JICA と締結した本事業に係る業務委託契約を含むすべての契約のうち下請負先との契約がある契約を対象に、現地工事にかかる下請負先との契約の実施結果に関する抽出検査を実施します。同検査では、JICA 在外拠点が備上する第三者により、下請負先との業務が契約書に基づいて実施されたかどうかを確認します。 検査対象案件を実施した受注者には、JICA の抽出検査への協力を個別に依頼しますので、その際は必要な資料の提供等についてご協力をお願いします。	削除	第三者抽出検査は廃止となったため。新しい確認方法は、上記2. のとおり。